

資料 2

子どもの行動チェックリスト 2-6歳用

《名前 _____ 年齢 _____》

1. お子さんに以下のことがあったことを聞いていますか？	ない	あったと推定される	明らかにあった	不明
1 殴られる	1	2	3	4
2 蹴られる	1	2	3	4
3 物を投げつけられる	1	2	3	4
4 物で叩かれる	1	2	3	4
5 タバコの火を押し付けられる	1	2	3	4
6 その他の熱傷を負わせられる	1	2	3	4
7 湯船に沈められる	1	2	3	4
8 その他の暴力行為を受けた	1	2	3	4
9 突然大声で怒鳴られるなど、感覚を通じての恐怖の体験があった	1	2	3	4
10 こどもが事故で病院にかかった 「3」、「4」の場合:こどもが事故で病院にかかった回数 →(1. 1回 2. 2~3回 3. 4回以上 4. 不明)	1	2	3	4
11 こどもにとって必要な日常的なケアを与えられなかった (例:オムツをはずさない、ミルクを与えない、衣服を替えない、身体を清潔にしない等)	1	2	3	4
12 必要なのに病院に連れて行かない、あるいは健診につれて行かないということがあった	1	2	3	4
13 こどもにとって必要な愛情を与えられなかった(例:話かけない、笑いかけない、抱かない、泣いても無視する等)	1	2	3	4
14 養育者の不安定さなどで、ケアが一定しなかった (可愛がるときもあれば全く可愛がらないときもあるなど、子どもに対する態度が一定しない様子)	1	2	3	4
15 年齢不相応な性的刺激が加えられた (例:大人の性器をさわらせる等)	1	2	3	4

2. お子さんに以下のような状況が見られますか？年齢的にまだできないと思われる事柄については「ない」とお答えください。

	ない	たまにある	ある	よくある	年齢的に不可能
16 ある特定の状況で、急に激しく泣くなど、表情や態度が変化することがある	1	2	3	4	5
17 ある特定の状況で、こちらとかかわらなくなってボーとしていることがある	1	2	3	4	5
18 急に泣き出して止まらなくなる	1	2	3	4	5
19 親が「出来ていた」と言うことでも出来なくなっていることがある	1	2	3	4	5
20 寝つきが悪い	1	2	3	4	5
21 周囲に対して攻撃的である	1	2	3	4	5

以後の設問において、お子さんにとって特別な存在である大人(担当職員やその他の職員)のことを「特別な大人」と称します。もしそのような「特別な大人」がない場合には、担当職員を対象としてお答えください。

1. お子さんの普段の行動から以下のような様子が見られますか？	ない	たまにある	ある	よくある	年齢的に不可能
22 表情が乏しい	1	2	3	4	5
23 嫌なことがあったとき、怖い時、痛みを感じたときに、「特別な大人」に近づいて慰めを求めようとせず、固まってしまう	1	2	3	4	5
24 「特別な大人」に対していい子ぶる、外面がいい	1	2	3	4	5
25 危ないことを平気でする	1	2	3	4	5
26 表情が明るい	1	2	3	4	5
27 「特別な大人」の言うことを素直に聞く	1	2	3	4	5
28 慰められてもなかなか気持ち落ち着かない	1	2	3	4	5
29 すぐに「特別な大人」に頼る	1	2	3	4	5
30 依存心が強い	1	2	3	4	5
31 大人に気に入られようと可愛い子ぶる	1	2	3	4	5
32 誰にでもべたべたしてくる	1	2	3	4	5
33 ちょっとしたことで怖がって自由に遊ばない	1	2	3	4	5
34 「特別な大人」に抱かれていても、遠くをボーッと見ている	1	2	3	4	5
35 突然固まって、ぼーとした表情をする	1	2	3	4	5
36 嫌なことがあったとき、怖い時、痛みを感じたときに、固まってしまったり、凍り付いてしまう	1	2	3	4	5
37 「特別な大人」を困らせるような行動を多くとる	1	2	3	4	5
38 過度に警戒している	1	2	3	4	5
39 常に緊張している	1	2	3	4	5
40 いつもいらいらしている	1	2	3	4	5
41 遊びに集中できない	1	2	3	4	5
42 悲しそうにしている	1	2	3	4	5
43 笑顔が少ない	1	2	3	4	5
44 年齢不相応に動きが少ない	1	2	3	4	5
45 凍りついた目あるいはうつろな目をしている	1	2	3	4	5
46 目を合わせて笑いあうことが少ない	1	2	3	4	5
47 自分から甘えてくることが少ない	1	2	3	4	5
48 甘え方が下手である	1	2	3	4	5
49 次々に別の大人を求める	1	2	3	4	5
50 視線を合わせるが少ない	1	2	3	4	5

	ない	たまにある	ある	よくある	年齢的に不可能
51 ちょっとしたことでも固まってしまう	1	2	3	4	5
52 「特別な大人」を求めてくるがすぐに他へ向かう	1	2	3	4	5
53 「特別な大人」を求めていながら、ちょっとした事で避けてしまう	1	2	3	4	5
54 ひとりの大人と集中して遊べない	1	2	3	4	5
55 特定の大人との強いかわりあいができない	1	2	3	4	5

2. お子さんには次のようなことがありますか？	ない	たまにある	ある	よくある	年齢的に不可能
56 人のものをとったりする	1	2	3	4	5
57 友達と仲良く遊ぶ	1	2	3	4	5
58 気分や感情が急に変わる	1	2	3	4	5
59 ミルクや食事の量や速度にムラがある	1	2	3	4	5
60 活動が激しい時と遅い(おとなしい)時があり、一定しない	1	2	3	4	5
61 興奮するととめることが出来ない	1	2	3	4	5
62 気に入らないと通常以上に激しく泣く	1	2	3	4	5
63 泣き出すとなかなか止まらない	1	2	3	4	5
64 ぐずることが多い	1	2	3	4	5
65 かんしゃくが多い	1	2	3	4	5
66 かつとなると暴力的になる	1	2	3	4	5
67 一つの行動から他の行動への切り替えがうまくいかない	1	2	3	4	5
68 大きな音を怖がる	1	2	3	4	5
69 大きな声で話す傾向がある	1	2	3	4	5
70 注射などを極端に嫌がる	1	2	3	4	5
71 転びやすい	1	2	3	4	5
72 不安定な場所を好む	1	2	3	4	5
73 ボール投げが年齢相応に出来ない	1	2	3	4	5
74 危険を顧みず、高いところの上ったり、飛び降りたりする	1	2	3	4	5
75 すぐに激しい泣き方になる	1	2	3	4	5
76 他人をもののように扱う	1	2	3	4	5
77 その場にあったことと表情が一致していない	1	2	3	4	5
78 友だちにやさしい	1	2	3	4	5

	ない	たまに ある	ある	よく ある	年齢的に 不可能
79 ルールが守れない	1	2	3	4	5
80 よくけんかをする	1	2	3	4	5
81 友だちに暴力を振るう	1	2	3	4	5
82 人のものをもって自分のテリトリーにためておく	1	2	3	4	5
83 小さい子に暴力を振るう	1	2	3	4	5
84 大人の言うことにことごとく反抗する	1	2	3	4	5
85 他の子をいじめる	1	2	3	4	5
86 力の強い子に支配されやすい	1	2	3	4	5
87 想像力が豊かである	1	2	3	4	5
88 力の強い人と弱い人に対する態度が全く違う	1	2	3	4	5
89 年齢不相应に性的な言葉を発する	1	2	3	4	5
90 汚い言葉を多用する	1	2	3	4	5
91 ものの扱いが乱雑である	1	2	3	4	5
92 非常に衝動的な行動をする	1	2	3	4	5
93 ストーリーのある遊びができる	1	2	3	4	5
94 集中力がない	1	2	3	4	5
95 遊びが次々に変わる	1	2	3	4	5
96 ままごとを楽しくできる	1	2	3	4	5

資料3

子どもの行動チェックリスト 採点シートⅢ (参考資料)

名前 _____ 年齢 歳 _____ ヶ月 _____

①採点シートⅠにて算出した「各下位尺度得点X」および「総合得点X」から、
右の表を用いてそれぞれの「T得点」を求めて下さい

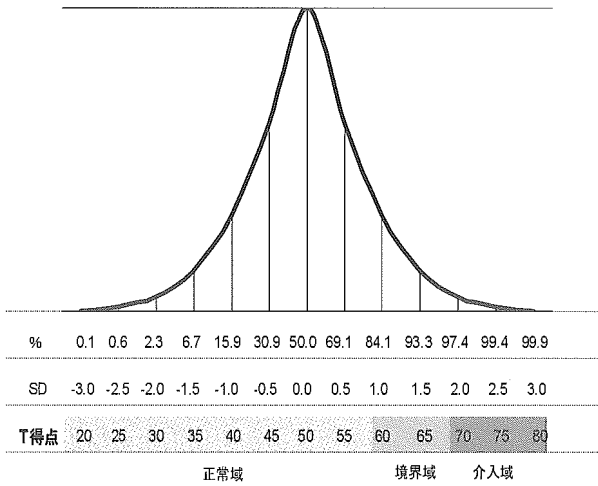
トラウマ: X得点 点 → T得点 点

愛着: X得点 点 → T得点 点

感覚他: X得点 点 → T得点 点

総合: X得点 点 → T得点 点

②下のグラフより、お子さまが各下位尺度および総合において、どの領域に
含まれるかを参照してください。



※境界域:できるだけ特別なケアが必要
※介入域:特別なケアが必須

T得点	6ヶ月-2歳未満				2-6歳			
	トラウマX	愛着X	感覚他X	総合X	トラウマX	愛着X	感覚他X	総合X
100	23-	45			19-	84-	111-	199-
99			12	71	18	83	110	
98				70			109	188-197
97	22					82	108	198-195
96		44		69		81	107	194
95		43		68	17		106	193-192
94						80	105	191-190
93	21	42		67			104	189
92			11	66		79	103	188-187
91		41		65		78	102-101	186-185
90	20				16	77	100	184
89		40		64			99-98	183
88		39		63		76-75	97-96	182-180
87								179-177
86	19		10	62		74		176-175
85		38		61	15		95	
84				60			94	174-172
83						73-72	93	
82	18	37		59			92-91	171-170
81								169-168
80		36		57-58	14	71	90-89	166-162
79			9					
78	17	35		56		70	88-87	161
77				55			69	
76		34					88	160-159
75				54	13	68	85	158
74	16	33		53		67	84	157-156
73			8				83	155-154
72				52		66	82	153
71		32		51		81	81	152-151
70	15	32			12	65	80	150
69		31		50		64	79	149-148
68				49			78	147
67		30				63	77-76	146-145
66	14		7	48		62	75	144-143
65		29		47	11		74	142
64						61	73	141-140
63	13			46			72	139
62		28		45		60	71	138-137
61				44	10	59	70	136-135
60		27		44			69	134
59	12		6	43		58	68	133-132
58		26				57	67	131-130
57				42			66	129
56		25		41	9	56	65	128-127
55	11			40			64	126
54						55	63	125-124
53		24	5	39		54	62	123-122
52				38			61	121
51	10	23			8	53	60	120-119
50				37		52	59	118-117
49		22		36			58	116
48						51	57	115-114
47	9	21		35			56	113
46			4	34	7	50	55	112-111
45						49	54	110
44		20		33			53	109
43	8			32		48	52	108-107
42		19				47	51	106
41				31	6		50	105-104
40		18	3	30		46	49	103-102
39	7						48	101
38				29		45	47	100-99
37		17		28		44	46	98-97
36					5		45	96
35		16		27		43	44	95-94
34				26		42	43	93
33		15	2	25			42-41	92-91
32						41	40	90-89
31	5-4	14		24	4		39	88
30				23		40	38	87-86
29						38	37	85-84
28		13		22			36	83
27			1	21	3	38	35	82-81
26		12				37	34-33	80
25				20			37	78-78
24		11		19		36	32	77-76
23	3						31	75
22		10		18-17	2	35	30-29	74-73
21							34	72-71
20							34	28-27
19	2	9		16		33		69-68
18				15		32	26	67-66
17		8		14	1			65
16						31		64-63
15	1	7-		13-		30-	23-	62-

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究
(主任研究者 西澤哲)

分担研究報告書
分担研究者 西澤哲 大阪大学人間科学研究科

虐待経験尺度, 虐待を受けた子どもの行動チェックリスト, 及び保護者の虐待心性評価尺度の開発とその応用

【要旨】本研究では, 子どもの虐待経験を客観的に評価するための「身体的虐待尺度」, 「ネグレクト尺度」, 「性的虐待尺度」, 「心理的虐待尺度」, 及び「DV の目撃体験尺度」の 5 因子尺度 35 項目からなる『虐待経験尺度』(AEI-R)が得られた。この AEI-R の総合得点を見ることで, 臨床的な介入が必要とされる程度の虐待を受けている子どもをスクリーニングすることが可能となった。

また, 臨床現場で実用可能な, 虐待経験に起因する問題行動の客観的評価を行うための他者評定尺度である『虐待を受けた子どもの行動チェックリスト』(ACBL-R)が作成された。この ACBL-R を用いることによって, 虐待を受けた子どもについて, どのような問題行動が顕著であるか, また, カットオフ値を考慮することでその問題行動に対して治療や専門的ケアなどの臨床的な介入がどの程度必要となるかを評価することが可能となった。さらに, ACBL-R の結果を, 一定期間の治療やケアの提供後の結果と比較することによって, 援助効果の有無や程度を客観的に評価することが可能となった。

さらに, 子どもへの虐待行為にいたる保護者の心理的状态を客観的に測定するための 6 因子尺度, 21 項目からなる『虐待心性評価尺度』(PAAI)が得られた。PAAI を用いることによって, 虐待傾向を示す保護者の心理状態の評価が可能となり, また, 一定期間後に再評価をすることによって, 治療や支援の効果を評価することが可能となった。

AEI-R と ACBL-R を用いた研究で, 経験した虐待種別によって子どもが呈する問題行動に違いが見られることが明らかとなった。身体的虐待を受けた子どもには「虐待的人間関係の再現性」及び「力による対人関係」, 「感情調整障害」, 「感情抑制/抑圧」, 「食物固執」が特徴的であり, 一方, ネグレクトを経験した子どもには「注意/多動の問題」, 「学校不適応」, 「感情抑制」が特徴的に見られるなど, 経験した虐待の種別と問題行動との関連が明らかとなった。

また, ACBL-R と子どもの生活安定度の関連を検討することによって, 虐待を受けた子どもに対する児童養護施設等のケアの課題を明らかにした。その結果, ACBL-R の総得点や, 虐待的人間関係の再現性, 力による対人関係, 学校不適応などの問題が, 施設生活の安定性に影響を与えることが示唆された。

分担研究者(五十音順)

菅生聖子 大阪大学大学院

田中るみ子 大阪大学大学院

藤澤陽子 児童養護施設暁学園

屋内麻里 大阪大学大学院

山本知加 大阪大学大学院

A. 研究目的

児童相談所が取り扱う虐待に関する相談処理件数は、厚生労働省がその種の統計を取り始めた1990年度以来、年々増加の一途を辿り、1990年度には年間約1,000件程度であったものが2004年度には約34,000件となった。この件数は、児童相談所が1年間に取り扱う養護相談受付件数の46%に相当する。虐待事例への対応に要する時間や労力を勘案するなら、虐待事例への対応は、今日の児童相談所の中心的な業務であると言えよう。

児童相談所が扱う虐待件数が増加するに伴い、虐待を主訴に一時保護され、あるいは児童福祉施設に入所する子どもの数も同様に増加し、児童養護施設などの居住型施設は、今や虐待を受けた子どもの専門施設化の様相を呈している。こうした現象は、児童養護施設の子どもの養育のあり方に大きな変化を求めることとなった。従来の「衣食住」と「適度なしつけ」の提供を中心とした「単純養護」を専らとしてきた児童養護施設に、子どもの抱える心理、行動上の問題への対応を含む「治療的養育」と、心理療法の提供が求められるようになったのである。

また、こうした変化は、児童相談所の心理的サービスの提供にも大いなる変化をもたらした。従来は子どもの心理診断を実施し、子どもが児童養護施設に入所すれば子どもとのかかわりは終結することが半ば当然であった児

童相談所の児童心理司(かつての心理判定員)に、施設入所後も子どもの心理療法を継続して提供するといった役割が課せられるようになったのである。

このように、子ども虐待の問題を中心として、わが国の子ども家庭福祉のありようは大きな変化を求められたことになる。しかし、こうした変化に対応するためには、解決しなければならない課題が数多く存在する。そうした課題のひとつに、虐待を受けた子どもや虐待傾向を呈する養育者の心理的問題を把握するための心理的アセスメントの方法の開発がある。児童相談所等が実施している従来の心理的アセスメントは、既存の心理検査や知能検査に依拠したものであるが、これらは一般的な心理状態や認知的発達を評価するには適しているが、虐待という慢性的なトラウマ性の体験の影響を的確に評価するには適していない。そのため、本研究では、虐待のもたらす心理面、行動面への影響に関する従来の臨床的知見を踏まえた新たな行動チェックリストの開発を目的とした。また、従来の福祉・心理臨床の実践現場においては、虐待傾向を呈する養育者の心理状態を把握するための方法は皆無であり、こうした作業は、児童心理司や精神科医の臨床的な印象に頼らざるを得なかった。こうした事態は、法改正に伴って児童福祉法第28条による措置が有期限化したことにより大きな問題に発展する可能性がでてきたと言える。すなわち、2年という期限を越えて子どもの分離養育を継続するか、あるいは子どもを家族に戻すかの判断を行うためには、その判断材料のひとつとして養育者の心理的状态を客観的に評価する必要が生じるわけである。そのため、本分担研究では、養育者の虐待傾向につながる心理的特徴の

把握のための質問紙の開発を試みた。

また、これらのアセスメント法を作成するためには、子どもが経験した、あるいは養育者が行った虐待の種別や程度を客観的に評価するための基準が必要となる。従来は、児童相談所の児童福祉司等が収集した情報に基づいて虐待の種別やその程度を判断してきたが、こうした判断はきわめて主観的なものであり、本研究で質問紙やチェックリストを作成する際の基準にすることはできない。そのため、これらのアセスメントの方法を開発するための基礎となるものとして、虐待の種別及びその程度を判断するためのチェックリストもあわせて作成した。

以下、虐待の種別及びその程度を評価するためのチェックリストである『虐待経験尺度』(Abusive Experience Inventory: AEI)の作成、虐待がもたらす子どもへの心理、行動面の影響を把握するためのチェックリストである『虐待を受けた子どもの行動チェックリスト』(Abused Child's Behavior Checklist: ACBL)、及び虐待傾向につながる養育者の心理的特徴を把握するための自記式質問紙である『虐待心性評価尺度』(Parental Abusive Attitude Inventory: PAAI)に分けて、研究の方法、結果、考察を提示する。なお、本報告では3年間の研究を総括的に提示するため、調査票や統計資料を含む詳細な研究結果に関しては、各年度の報告書を参照いただきたい。

B. 虐待経験尺度(AEI)の作成

(1) 研究方法

2003年度においては、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、及びDVの目撃経験の5分類に関して、筆者らのこれまで臨床経験から子どもが経験することの多いと思

われる虐待行為を具体的に記述した34項目からなる尺度を構成した。この尺度を含む調査票を、ランダムに選んだ児童養護施設100箇所に送付して、各施設20人の子どもを対象に、担当ケアワーカーに尺度の記入を求めた。その結果、1,400人の子どもに関するAEIのデータが得られ、うち有効回答1,129票が分析の対象となった。

2004年度においては、上記の方法によって得られたデータを分析することで作成されたAEIの問題点を改正することを目的に作成した『改訂版虐待経験尺度』(AEI-R)を、2003年度に研究対象となった施設を除く全国の児童養護施設から無作為に選んだ100箇所に送付し、それぞれ10名の子どもを対象に、担当のケアワーカーに記入を依頼した。その結果、810人に関して回答が得られ、うち、有効回答591票が分析の対象となった。また、臨床的に問題となる程度の虐待を受けてきた可能性をスクリーニングするためのAEI-Rの値(カットオフ値)の設定を目的に、一般家庭で生活する子どもに関する調査を行った。小学校、中学校、及び高等学校の教師に協力を得て、担任するクラスの子どもの対象にAEI-Rを記入してもらった。その結果、2,071人に関する回答を得た。うち有効回答1,845票を分析対象とした。

(2) 研究結果

2003年度においては、1,119人のAEIのデータを対象に統計分析を行い、項目分析及び因子分析によって不適当な項目を削除した結果、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、DVの目撃体験の5因子30項目からなる尺度が得られた。因子間相関係数及びクロンバックの α 係数を検討した結果、本尺度が十分な内的整合性を有していることが確認

され、信頼性を備えていると判断した。

また、項目分析において、AEI 全 34 項目に関して、施設職員の認識の別で「虐待経験あり群」と「虐待経験なし群」とで T 検定を行い、1%水準で有意差が見られなかった項目は削除するという手続きをとったため、本尺度の妥当性は確認されていると言える。

本研究の結果、十分な信頼性と妥当性を備えた、子どもの虐待体験の種別とその程度を評価するための尺度が得られた。

2004 年度では、AEI をもとに作成した AEI-R 全 42 項目について項目分析を行い、「施設虐待群」(施設に入所している子どもで、施設職員が虐待を受けてきたと認識している子ども)、「施設非虐待群」(施設入所中の子どもで施設職員が虐待は受けていないと認識している子ども)、及び一般群の 3 群間で有意差が見られなかった項目を削除した。その後、因子分析を繰り返した結果、最終的に 5 因子尺度、29 項目からなる AEI-R が得られた。性的虐待の項目については、該当事例数が極めて少なかったため 8 項目中 6 項目が削除される結果となった。しかしながら、性的虐待の体験は、子どもの心身の発達に重大な影響を与えたと考えられており、臨床的な重要性が高いことから、8 項目全てを採用することとした。因子分析で得た項目に性的虐待の全項目を追加し、その結果、5 因子、35 項目からなる AEI-R が確定した。

因子間相関及びクロンバックの α 係数を検討した結果、AEI-R は一定の信頼性を備えていると判断した。また、妥当性を検討するために、施設虐待群、施設非虐待群、及び一般群で AEI-R 下位尺度得点について一要因分散分析を行った。その結果、AEI-R の総得点、ネグレクト、DV の目撃、及び心理的虐待の各下

位尺度では 3 群間に有意差が見られ、施設虐待群、施設非虐待群、一般群の順に高くなっていた。また、心理的虐待と性的虐待に関しては、施設虐待群は他の 2 群よりも有意に高い得点を示した。この結果から、AEI-R は、虐待の有無及び施設入所の有無を適切に反映した尺度であると考えられ、一定の妥当性が確認された。

次に、臨床的に問題になる程度の虐待を経験している子どもを的確にスクリーニングすることを目的としたカットオフ値の設定を試みるため、施設虐待群の子どもと一般群の子どもの AEI-R 各得点を比較した。尺度得点を用いて ROC 曲線を描いたところ、AEI-R 総得点及び各下位尺度得点のすべてに 1%水準での有意差が認められ、AEI-R の各得点が両群を有効に判別できることがわかった。ROC 曲線を用いてもっとも高い判別効率を示した AEI-R の得点を求めたところ、総得点で 43.5(感度 91.4%、特異度 95.1%)であった。すなわち、虐待を経験した子どもの 91.4%が総得点 44 点以上であり、一方で、総得点 44 点以上には、一般群の子どもの 4.9%が含まれることになる。この結果から、総得点で 43.5 をカットオフ値とすることが適切であると判断された。一方で、各下位尺度得点では、有意なカットオフ値を設定することはできたものの、いずれも総得点ほどの感度、特異度を備えてはいなかった。

(3)考察

以上の結果から、「身体的虐待尺度」、「ネグレクト尺度」、「性的虐待尺度」、「心理的虐待尺度」、及び「DV の目撃体験尺度」の 5 因子尺度から成る全 35 項目の AEI-R が得られた。本尺度を用いることによって、従来は援助者の主観によらざるを得なかった子どもの虐

待経験をある程度の客観性をもって評価することが可能となった。また、この AEI-R の総合得点を見ることで、臨床的な介入が必要とされる程度の虐待を受けている子どもをスクリーニングすることが可能となった。

C. 虐待を受けた子どもの行動チェックリスト (ACBL) の作成

(1) 研究方法

2003 年度においては、筆者らのこれまでの臨床経験に基づき、虐待の影響によって生じると考えられる子どもの特徴を記述した 14 の臨床尺度、70 項目からなるチェックリストを作成した。AEI の開発研究と同様の子どもを調査対象として、児童養護施設の担当ケアワーカーにこのチェックリストへの記入を依頼した。また、本チェックリストの妥当性の検討のため、CBCL(子どもの行動チェックリスト)を用いた Wolfe ら(1989)の研究で虐待の有無によって有意差があるとされている項目を抽出して CBCL 虐待関連尺度を構成し、回答してもらった。有効回答数は 1,190 票であった。

2003 年度に開発した ACBL は、全般的な妥当性及び信頼性は備えているものの、因子尺度の一部に重なりが認められ、また、少ないながらも信頼性や妥当性に問題がある下位尺度があるという問題点が指摘された。2004 年度には、こうした問題点の解決のため、臨床的観点から項目の改定や追加を行った。また、『改訂版 ACBL』(ACBL-R)を、臨床群とあわせて一般群の子どもを対象に実施することにより、臨床的な援助を必要とする程度の問題を持つ可能性がある子どもをスクリーニングするためのカットオフ値の設定を試みた。研究対象は AEI の開発研究と同様であり、施設群 810 件、一般群 2,066 件の有効回答を得

た。

2005 年度では、ACBL-R の臨床的妥当性を検討することを目的に、虐待を理由に児童相談所に一時保護された子どもを対象に追跡調査を行った。関東各県の児童相談所に調査への協力を依頼し、2005 年 6 月～9 月の調査期間中に関東圏の 22 箇所の児童相談所に虐待を主訴に一時保護された 69 人の子どもを対象として ACBL-R 等による調査を実施した。さらに、一次調査で回答のあった 69 事例を対象として追跡用の調査票を送付し、一次調査から 3～6 カ月後の子どもの状態を ACBL-R 等を用いて追跡調査し、一時保護時の ACBL-R の結果と比較、分析した。

(2) 研究結果

2003 年度においては、ACBL の適用最小年齢を算出することを目的に、対象群を 4 つの年齢層(5 歳以下、6～9 歳、10～12 歳、13 歳以上)に分類し、それぞれの年齢層ごとに ACBL の得点に虐待経験の有無による影響が見られるかどうかを検討した。その結果、5 歳以下の子どもたちでは虐待群と非虐待群の間に得点の有意な差が見られる項目が少なかったため、ACBL は 5 歳以下の子どもたちの行動特徴を評価する質問紙としては適当でないと判断し、以降の分析では 5 歳以下の子どもを除外することとした。

ACBL 全 70 項目について因子分析を繰り返して、それぞれの因子尺度について因子負荷量の高いものから 1 因子あたり 4～5 項目を抽出し、『感情コントロールの障害』、『注意・多動の問題』、『意欲低下・自己イメージの問題』、『感情の抑圧』、『性化行動』、『意欲・自信の欠如』、及び『他者への不信感』の 8 因子尺度、38 項目からなる行動チェックリストを作成した。

次に作成された ACBL の信頼性及び妥当性を検討した。まず、因子間相関及びクロンバックの α 係数を検討したところ、ACBL には十分な内的整合性が認められ、信頼性があると判断した。次に、ACBL 尺度の妥当性を検討するため、CBCL 虐待関連尺度との相関分析、及び虐待経験の有無による分析を行った。ACBL 尺度全項目と CBCL 虐待関連尺度との間には高い有意相関が認められた。また、対象群を、施設職員が認識している虐待経験の有無によって「虐待あり群」(589 名)、「虐待なし群」(601 名)に分け、2 群の ACBL の得点を比較した。その結果、『他者への不信心』尺度を除く 7 つの下位尺度において「虐待なし群」が有意に高い得点を示していることがわかった。以上の分析より、ACBL の全般的な基準関連妥当性および構成概念妥当性が示されたとと言える。

2004 年度の研究では、ACBL のネグレクトへの感度の悪さ及び一部の下位尺度の信頼性と妥当性の問題を改良するための項目の修正及び追加を行なった 128 項目よりなる ACBL-R を作成した。この ACBL-R128 項目を、「施設虐待群」(513 件)、「施設非虐待群」(297 件)「一般群」(2,066 件)の 3 群間で比較した。その結果、128 項目のすべてに有意差が認められ、項目のほとんどで施設虐待群が施設非虐待群よりも有意に高く、施設非虐待群が一般群より有意に高いことが分かった。その上で、非常に類似した項目や重複した項目を削除し、120 項目について以降の分析を行った。

120 項目に関して因子分析を行った結果、「虐待的人間関係の再現性」と「力による対人関係」に関連した項目群からなる『虐待的人間関係の再現性/力による対人関係』、『自信の欠如』、『注意/多動の問題』、『学校不適応』、

『感情の抑制/抑圧』、『性的逸脱行為』、『希死念慮/自傷性』、『反社会的逸脱行動』、『食物固執』、『感情調整障害』という 10 の下位因子尺度が抽出された。

因子間相関及びクロンバックの α 係数(総得点で 0.96、各下位尺度では 0.77~0.94)の検討から、ACBL-R はほぼ十分な信頼性を備えていると判断された。また、施設虐待群、施設非虐待群、及び一般群で ACBL-R 下位尺度得点について一要因分散分析を行なったところ、すべての下位尺度において有意差が見られ(施設虐待群 > 施設非虐待群 > 一般群)、また、CBCL の虐待関連尺度 33 項目と中程度から強い有意相関を示していることから、ACBL-R の構成概念妥当性及び基準関連妥当性が確認された。

次に、虐待を受けた子どもの臨床的な治療や援助の必要性の判断を的確に行うことを目的に、一般群の子どもと施設群の子どもの ACBL-R の総得点及び各下位尺度得点を用いて ROC 曲線を算出し、カットオフ値の設定を試みた。その結果、総得点では 60.5 でもっとも高い判別率を示すことがわかった(感度 89.1%、特異度 99.9%)。すなわち、虐待を受けて施設で生活する子どものうちで何らかの臨床的な援助や治療が必要とされている子どもの 89.1%が総得点 61 点以上であり、一方、総得点 61 点以上には、一般群で虐待経験がほとんどないと考えられる子どもの 0.1%しか含まれないことになる。また、各下位尺度得点においても、ほぼ適切なカットオフ値が得ることができた。

2005 年度には、これまでの研究で作成した ACBL-R が実際の臨床で使用できるものであるかどうかを検討し、さらに ACBL-R で評価された問題行動の継時的な変化を分析すること

を目的に追跡調査を実施した。その結果、一時保護時よりも数ヵ月後の追跡調査の時点で、ACBL-R によって把握された子どもの問題行動はより悪化していることが示唆された。これは従来の臨床研究による指摘と一致した結果であり、ACBL-R が虐待に起因する子どもの問題行動をほぼ的確に把握していることを示すものであると考えられる。

さらに、一次調査と追跡調査の結果の比較から、ACBL-R の下位尺度はいくつかの群に分類されることがわかった。1 つは、援助の経過に伴って悪化する問題行動群であり、「虐待的人間関係の再現性」、「力による対人関係」、「自信の欠如」、「注意・多動の問題」、および「性的逸脱行動」がこれに該当した。2 つ目は、援助の経過に関わらず変化があまり見られない項目群であり、「希死念慮」と「感情調整障害」が含まれた。これら 7 項目の問題が顕著に見られた場合には、虐待環境からの分離だけでは問題行動の解消が困難であり、何らかの集中的な援助や治療が必要であると考えられるべきであろう。一方で、「学校不適応」と「反社会的逸脱行動」はその悪化や改善が事例によってまちまちなことを特徴とする群を構成していた。これらの問題行動の軽減や悪化には、おそらく、家庭から分離後の子どもの生活環境という変数が関与している可能性があると考えられる。そのため、こうした問題を持つ子どもには、生活環境の調整などの援助が必要となろう。また、ACBL-R 下位尺度の中で、一時保護後の経過にしたがって唯一低下を示したのが、「食物固執」であった。これは、食べ物へのこだわりという子どもの問題が、虐待環境からの分離による生活の安定化によって解消できることを示唆していると言える。

また、本年度の調査では、ACBL-R の結果

と、子どもが経験した虐待の種別や養育者の心理特性(後述する「虐待心性尺度」によって評価したもの)との関連を分析した。その結果、ACBL-R の下位尺度のうち、「虐待的人間関係の再現性」、「力による対人関係」、「注意・多動の問題」、「希死念慮」、「感情調整障害」は、身体的虐待及びDVの目撃との関連が強く、また、保護者の子どもに対する「拒否感・嫌悪感」、「被害的認知」、及び「自己の欲求優先傾向」が関連していることが明らかとなった。また、ACBL-R の下位尺度のうち、「自信の欠如」と「学校不適応」は特に実母によるネグレクトが関連しており、また、保護者の「子どもへの期待水準の高さ」、「完璧志向」、「育児への自身の欠如」といった心性が関連していることが示唆された。これらの心性には、前述の「拒否感・嫌悪感」などのような子どもに対する心理的加虐性はほとんど関与していないように思われた。

(3)考察

3 年間の研究によって、臨床現場で実用可能な、虐待経験に起因する問題行動の客観的評価を行うための他者評定尺度である ACBL-R が作成された。この ACBL-R を用いることによって、虐待を受けた子どもについて、どのような問題行動が顕著であり、また、カットオフ値を考慮することでその問題行動に対して治療やケアなどの臨床的な介入がどの程度必要となるかを評価することが可能となった。また、ACBL-R は、治療や援助効果の測定にも活用可能である。つまり、一時保護などの援助の開始時点における ACBL-R の結果を、一定期間の治療やケアの後の結果と比較することによって、援助効果の有無やその程度を客観的に評価することが可能になるわけである。

D. 虐待心性評価尺度 (Parental Abusive Attitude Inventory: PAAI)の作成

(1)研究方法

某小学校での子どもの虐待に関する講演会に参加し、その場で説明された本研究の目的に賛同した保護者に以下に述べる質問紙を配布し、後日郵送により回収した。有効回答数は120だった。

質問紙では、子育ての経験として、自分の子どもに対する虐待的行為を、身体的虐待に関する3項目、ネグレクトに関する4項目、心理的虐待に関する3項目の計10項目で問うた。また、虐待につながる可能性のある保護者の心理状態を測定するものとして、口唇期型育児不安に関するもの7項目、肛門期型育児不安に関するもの7項目、完璧な育児への志向性に関するもの8項目、拒否感・嫌悪感に関するもの8項目、自己の欲求優先に関するもの7項目、体罰肯定に関するもの7項目、子どもに対する認知の歪みに関するもの8項目の計52項目から成る虐待心性尺度を作成し調査した。さらに、保護者自身の子どもの頃の被虐待経験について5項目で質問した。

(2)研究結果

項目分析としてGP分析を行ない、尺度合計点の上位25%と下位25%との間に有意差が見られなかった項目を、尺度を構成する上で不適切な項目とみなして削除した。次に、項目分析で不適切とみなされた11項目を除いた計41項目で因子分析(主因子法・プロマックス回転)を行なった。その結果、『体罰肯定』、『自己の欲求優先』、『自信喪失』、『被害的認知』、『疲労・疲弊』、『壁志向性』の6因子尺度21項目からなる虐待心性尺度が得られた。なお、クロンバックの α 係数を求めたところ、十分な信頼性が確認された。次に、虐待心性尺

度で把握される心理状態と実際の虐待的行為との関連を見た。その結果、『自信喪失』及び『完璧志向性』では、虐待的行為との間に有意な相関は見られなかった。その他の下位尺度の多くは、ネグレクト得点と身体的虐待得点及び虐待的行為全10項目の合計得点との間に有意な差が見られた。なお、心理的虐待得点と有意な相関が見られたのは、『被害的認知』のみであった。こうした結果から、『被害的認知』という心理的特性が、子どもへの虐待行為と関連していることが示唆された。また、虐待傾向が高い親の中でも、被虐待経験のある親と虐待経験のない親では異なった心理的特性を持つことが示唆された。

(3)考察

本研究によって、子どもへの虐待行為にいたる保護者の心理的状态を客観的に測定する6因子尺度、21項目からなる『虐待心性評価尺度』が得られた。本尺度を用いることによって、虐待傾向を示す保護者の心理状態の評価が可能となり、また、一定期間後に再評価をすることによって、治療や支援の効果を評価することが可能となったと言える。

E. 本研究で作成した各尺度を用いた応用研究

(1)虐待体験が子どもの行動に与える影響について

虐待の種別によって、子どもの行動に与える影響がどのように異なるかを検討するため、施設群の子ども810人、一般群の子ども2,071人を対象に本研究で開発したAEI-RとACBL-Rの関係を見た。

研究対象となった子どもの67%がいくつかの異なった種別の虐待を経験していることから、今回はAEI-Rの得点をクラスタ分析するこ

とによって、経験した虐待のパターンごとに子どもたちを群に分類する手法を採用した。その結果、子どもたちは『ネグレクト群』、『低虐待群』、『DV の目撃群』、『重複虐待群』、『身体的虐待群』、『性的虐待群』の 6 群に分類された。

6 群の特徴を検討するため、各群の ACBL-R 得点の分散分析を行なった。その結果、ACBL-R のすべての下位尺度について有意差が認められたが、全尺度を通して重複虐待群が最も高い値となり、また、低虐待群が最も低い値となった。つまり、複数の虐待の重複経験が ACBL-R の得点に強い影響を与えたわけである。これは、ACBL-R の尺度としての妥当性を示した結果であると言える。

次に、虐待種別の影響の違いを抽出するため、重複虐待群と低虐待群を除いた 4 群を対象として再び分散分析を行った。その結果、経験した虐待の種別によって ACBL-R で把握される子どもの行動特徴に一定の違いが見られることが示された。身体的虐待群は、「虐待的人間関係の再現性」及び「力による対人関係」でその他の 3 群よりも高い値を示し、ネグレクト群及び DV の目撃群との差は有意であった。また、「感情調整障害」、「感情抑制/抑圧」及び「食物固執」においても 4 群中最も高く、DV の目撃群との差は有意もしくは有意傾向であった。ネグレクト群は、「注意/多動の問題」において 4 群中最も高い値を示し、DV の目撃群との差は有意傾向であった。また、「学校不適応」と「感情抑制」については身体的虐待群に次いで 2 番目に高い値となっており、DV の目撃群との差は有意であった。性的虐待群は「性的逸脱行為」の得点が著しく高く、他の 3 群との差はいずれも有意であった。ま

た、「希死/自傷性」の尺度得点は性的虐待群がもっとも高く、DV の目撃群との差は有意であった。DV の目撃群は、「注意/多動の問題」、「感情抑制/抑圧」、及び「感情調整障害」を除く 8 つの尺度で 4 群中最低の値であった(この 3 つの尺度については、性的虐待群が最も低い値となり、DV の目撃群はそれに次いで低い値であった)。一方で、DV の目撃群は「自信欠如」、「注意/多動の問題」、「学校不適応」、「感情抑制/抑圧」、「希死/自傷性」、「反社会的行動」、「食物固執」の 7 つの尺度において低虐待群よりも有意に高い得点を示していた。

本研究で得られた結果は、虐待的な経験をあまりしていないと考えられる子どもには、虐待の影響と考えられる行動特徴はほとんど見られず、一方で、さまざまな種別の虐待を重複して経験している子どもにはそうした行動が顕著に認められることを実証的に示したといえる。また、虐待が子どもの行動に及ぼす影響には重積効果が認められることを示唆するものであった。

また、今回の分析で抽出されたそれぞれの種別の虐待が子どもに及ぼす影響は、従来の臨床経験とほぼ一致するものであった。身体的虐待を受けた子どもたちは「虐待的人間関係の再現性」及び「力による対人関係」を特徴的に示した。虐待的人間関係の再現性は、これまで虐待を受けた子どもの特徴として臨床的な重要性が注目されてきており(西澤, 1999)、本研究はそれを裏付ける結果となった。また、「力による対人関係」も、暴力的な、力関係が支配する家庭環境で育った子どもたちの行動特徴のひとつであり、虐待の世代間伝達を含む暴力の連鎖を生む要因のひとつであると考えられるが、今回の分析でも身体的虐待

の影響としてそうした特徴が認められた。その他、身体的虐待を受けた子どもの特徴として、「感情調整障害」、「感情抑制/抑圧」、「食物固執」が示唆された。

今回の研究では、ネグレクトを経験してきた子どもに見られるいくつかの特徴が同定された。ネグレクトを経験した子どもの特徴のひとつとして、本研究では「注意/多動の問題」があることが示唆された。これは、ネグレクトの状態に置かれた子どもは適切な愛着を形成することができず、その結果、注意や衝動性の制御に問題を生じる可能性があることと関連していると考えられる。臨床的には、ネグレクト環境で成長した子どもたちの注意や衝動性の問題、あるいはその背景にある愛着の問題へのアプローチが必要であるといえる。また、「学校不適応」と「感情抑制」についてもネグレクトとの関連が指摘された。これには、ネグレクト的な環境では、子どもは登校を含めた生活意欲の形成が十分にできないことが関係している可能性がある。また、子どもの感情表現や感情表出の発達には環境側の適切な応答性を条件にしていることを考えるなら、ネグレクト環境で育つことによって感情抑圧や抑制の傾向が生じることも了解できよう。

性的虐待を受けた子どもには、「性的逸脱行為」と「反社会的逸脱行動」が特徴的に見られた。また、「希死念慮/自傷性」と「学校不適応」も、性的虐待を受けた子どもの特徴であることが示唆された。性的虐待を受けた子どもには性化行動や不適切な性的表現、あるいは性的非行など、性的に不適切なさまざまな行動が認められることが従来から指摘されており、今回の研究も従来の知見と一致する結果となった。子どもに不適切な性的行動が見られた場合には、性的な被害体験の存在を考

える必要があると言えよう。また、性的虐待と反社会的行動との関連性についても、これまでの臨床経験と一致するものである。

性的虐待はこうした外在化された「問題行動」に結びつく一方で、セルフカットなどの自傷行為をはじめとするさまざまな精神科的な問題を生じる危険性があると考えられてきているが、ACBL-Rにおいても「希死念慮/自傷性」という形でそうした特徴が窺われたと言える。

DV の目撃を経験してきた子どもたちには、身体的虐待やネグレクトあるいは性的虐待などのようにその種別に顕著な影響は見られなかった。しかし、虐待をほとんど経験していない子どもと比較すると、DV を目撃した子どもは、ACBL-R が把握する多くの行動特徴を強く示す傾向があることが明らかとなった。これまで臨床的に捕らえられてきたように、DV の目撃という体験が直接的な虐待体験に順ずる影響を子どもに与えていることが実証的に示されたと言えよう。

本研究では、心理的虐待の影響に関しては分析ができなかった。これは、心理的虐待が他の種別の虐待と合併を生じやすいという特徴があったため、心理的虐待のみの影響を抽出できなかったためである。心理的虐待は、親から子どもへの『心理的可虐性』を純粋な形で表現しているという意味で虐待の本質だとも言われているが(亀岡, 1997)、今回明らかとなった心理的虐待の特徴は、そうした「本質性」と関係している可能性があり、今後の探求が望まれる。

(2)虐待に起因した子どもの問題が児童養護施設の生活に与える影響について

現在の児童養護施設をはじめとした福祉施設においては、虐待を経験した子どもに適切なケアを提供することが求められている。彼ら

にどのようなケアを提供する必要があるかを検討するため、本研究では、虐待等の理由で現在施設に入所している子どもたちの施設への適応に虐待経験及び虐待の影響であると考えられる行動特徴が何らかの影響を与えているかについて検討を試みた。

子どもの施設への適応度を示す基準として、本調査では子どもを担当するケアワーカーに、1～9の直線軸からなる『生活安定度尺度』(この直線軸には、「1: 全般的に言ってほとんど問題がなく、基本的に安心して見ていられる」、「5: 問題があるため、ケアワーカーの強力な援助に加え、心理療法の専門家や外部の機関の援助が必要である」、「9: 問題があるため、すぐにでも高度な援助の提供が可能である施設に措置変更すべきである」という判断基準が記してある)への記入を求めた。

その結果、施設虐待群 490 人及び施設非虐待群 289 人、合計 779 人の子どもに関する生活安定度得点が得られた。全体の平均は 3.71(SD2.02)、施設虐待群と施設非虐待群の平均はそれぞれ 4.10(SD2.02)、3.09(2.02)であった。

全体及び両群の得点の分布を見たところ、生活安定度が3以下のものが虐待群では 43.6%であるのに対して、非虐待群では70%以上を占めるなど、全体的に虐待群のほうが生活安定度が高得点(安定度がより不良)を示す傾向が見られた。

経験した虐待の種別が子どもの施設への適応度に影響があるかを検討するため、AEI-R の得点と生活安定度の関係を見た。その結果、有意相関が見られたものの低相関であり、AEI-R で把握される虐待体験と生活安定度にはあまり関係がないと言える。

次に、子どもの行動特徴と施設への適応

度の関係を検討するため、ACBL-R の得点と生活安定度の関係を見た。その結果、子ども全体、施設虐待群、施設非虐待群の多くで、ACBL-R の各尺度得点と生活安定度の得点との間に有意な相関が認められた。そのうち、生活安定度と中程度以上の相関があった下位尺度は、全体群及び虐待群の「虐待的人間関係の再現性」、虐待群及び虐待女子群の「力による対人関係」、虐待女子群の「学校不適応」、及び全体男子群の「感情調整障害」であった。また、ACBL-R の総得点は全体群、男女全体群、虐待群、男女虐待群ともに中程度の相関が認められた。このことから、ACBL-R で把握される子どもの行動特徴と施設生活の安定度との間にはある程度のある関係があると言える。

ACBL-R のなかで生活安定度と最も強い関係があったのは総得点であった。したがって、児童相談所等でのアセスメントにおいて ACBL-R の得点が顕著に高い場合には、その後の施設生活への不適応を予想し、単なる生活レベルの援助だけではなく、心理療法や精神的な援助の必要性を想定しておく必要があるだろう。

また、虐待的人間関係の再現性や力による対人関係という特徴が、施設生活の安定性にある程度の影響を与えることが示唆された。こうした子どもの対人関係の特徴をどのように取り扱い適切な援助を提供していくかが、子どもの生活の安定化を図る上で重要な意味を持つと考えられる。

さらに、たとえば不登校傾向などの「学校不適応」という特徴が、虐待女子群で生活の安定性のある程度のある関係があるとの結果となった。これは、従来の施設ケアが「昼間、子どもは学校に行っている」ことを前提にしていると

いう事実を反映している可能性がある。通常、深刻な虐待を受けた子どもが不登校などの問題を生じることは珍しくなく、これが今回の研究が示すように「施設生活への不適応」につながるとするならば、現行の施設の制度やケアのあり方を再検討しなければならないだろう。

F. 結論

- ①本研究により、「身体的虐待尺度」、「ネグレクト尺度」、「性的虐待尺度」、「心理的虐待尺度」、及び「DV の目撃体験尺度」の 5 因子尺度から成る全 35 項目の AEI-R が得られた。AEI-R を用いることによって、従来は援助者の主観に寄らざるを得なかった子どもの虐待経験を、客観性をもって評価することが可能となった。また、この AEI-R の総合得点を見ることで、臨床的な介入が必要とされる程度の虐待を受けている子どもをスクリーニングすることが可能となった。
- ②本研究により、臨床現場で実用可能な、虐待経験に起因する問題行動の客観的評価を行うための他者評定尺度である ACBL-R が作成された。この ACBL-R を用いることによって、虐待を受けた子どもについて、どのような問題行動が顕著であり、また、カットオフ値を考慮することでその問題行動に対して治療やケアなどの臨床的な介入がどの程度必要となるかを評価することが可能となった。また、ACBL-R は、治療や援助効果の測定にも応用できると言える。つまり、一時保護などの援助の開始時点における ACBL-R の結果を、一定期間の治療やケアの後の結果と比較することによって、援助効果の有無や程度を客観的に評価することが可能になるわけである。
- ③本研究によって、子どもへの虐待行為にい

たる保護者の心理的状态を客観的に測定する 6 因子尺度、21 項目からなる『虐待心性評価尺度』が得られた。本尺度を用いることによって、虐待傾向を示す保護者の心理状態の評価が可能となり、また、一定期間後に再評価をすることによって、治療や支援の効果を評価することが可能となったと言える。

- ④AEI-R と ACBL-R を用いた研究で、経験した虐待種別によって子どもが呈する問題行動に違いが見られることが明らかとなった。身体的虐待を受けた子どもには「虐待の人間関係の再現性」及び「力による対人関係」が顕著であり、また、「感情調整障害」、「感情抑制/抑圧」、「食物固執」が特徴的であることが示唆された。ネグレクトを経験した子どもは「注意/多動の問題」が顕著に見られることが示唆された。また、「学校不適応」と「感情抑制」についてもネグレクトとの関連が指摘された。性的虐待を受けた子どもには、「性的逸脱行為」と「反社会的逸脱行動」が特徴的に見られた。また、「希死念慮/自傷性」と「学校不適応」も、性的虐待を受けた子どもの特徴であることが示唆された。さらに、DV の目撃という体験が直接的な虐待体験に順ずる影響を子どもに与えていることが初めて実証的に示された。
- ⑤本研究では、虐待を受けた子どもに対する児童養護施設等のケアの課題を明らかにするため、ACBL-R の得点と子どもの生活安定度との関係を見た、その結果、ACBL-R のなかで生活安定度ともっとも強い関係があったのは総得点であった。また、虐待的人間関係の再現性や力による対人関係という特徴が、施設生活の安定性にある程度の影響を与えることが示唆された。さ

らに、不登校傾向などの「学校不適応」という特徴が、子どもの生活安定度にある程度影響を与えたとの結果となった。今後、児童福祉施設においては、これらの子どもの問題の解決に向けたケアのあり方に取り組む必要がある。

G. 研究発表

1. 論文発表

西澤哲. ト라우マ関連障害と心理療法. 小児の精神と神経, 45(1), 31-36, 2005.

西澤哲. 虐待を受けた子どもの心理的援助のあり方: 実証的研究をもとに. 津田, 大矢, 丹野(編), 「臨床ストレス心理学」, 東大出版会, 印刷中.

2. 学会発表

屋内麻里, 西澤哲, 尾崎仁美, 上條史絵, 菅生聖子, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(1): 「虐待経験尺度(改訂版): AEI-R」の作成とカットオフ値設定の試み. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

上條史絵, 西澤哲, 尾崎仁美, 菅生聖子, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 屋内麻里, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(2): 「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト改訂版」(ACBL-R)の作成とカットオフ値設定の試み.

第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

菅生聖子, 西澤哲, 尾崎仁美, 上條史絵, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 屋内麻里, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(3): AEI-R と ACBL-R を用いた実証的研究. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005.

《参考文献》

亀岡智美. 被虐待児の精神医学. 臨床精神医学, 26(11), 11-17, 1997.

西澤哲. 子どもの虐待. 児童心理学の進歩 2001年版, pp.214-238, 金子書房, 2001.

Wolf, V.V., Gentile, C., & Wolfe, D.A. The Impact of Sexual Abuse on Children: A PTSD Formulation. Behavior Therapy, 20, 215-228, 1989.

【謝辞】

本研究の実施に当たっては、全国社会福祉協議会および全国の児童養護施設、小中学校、関東圏の児童相談所の児童福祉司、児童心理司、ならびに一時保護所の職員の方々の多大なるご協力をいただきました。子ども虐待への対応で業務が多忙を極めているなかでご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

平成15～17年度厚生労働科学研究費補助金：子ども家庭総合研究事業
児童福祉機関における被虐待児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究
「児童虐待をおこなう親の精神医学的問題等に関するアセスメント」

分担研究報告書

分担研究者 阿部恵一郎 創価大学教育学部

研究要旨

平成15年度

2つの児童養護施設に入所中の児童、総数114名(男子70名、女子44名)を対象にして、虐待と親の問題(犯罪歴、薬物乱用、精神障害)について調査をおこなった。その結果、対象児童114名中、被虐待児童数は72名(63.2%)で、そのうち48名(42%)が入所前に児童相談所で被虐待児童とみなされたが、残りの24名(21.1%)は入所後に被虐待が把握された。児童養護施設の入所児童では兄弟姉妹と一緒に施設入所している場合が多く、対象児童114名のうち63名(55.3%)、つまり半分以上の児童は同胞と一緒に施設に入所しており、対象児童数は114名であるが、対象児童の家族数は79であった。

79組の親のうち10組の親に犯罪歴

(12.7%)があり、その中では覚せい剤取締法違反が8組と最も多く、ほとんどの場合服役していた。親の精神障害を調べたところ、両親ともに罹患している場合もあるが母親が精神障害に罹患している事例が圧倒的に多く、両親とも精神障害の場合は4組、母親だけでは13人、父親だけが2人であった。合計すると19家族(24%)で父母のいずれかが精神障害が見られた。

精神障害や薬物乱用などの問題を抱える親の場合に、虐待の種類として圧倒的にネグレクトが多く、身体的虐待が多いとする全国の統計と異なる結果を得た。いずれにしても、これら3つの問題に注目しながら、虐待親の理解する必要があると考えられた。

平成16年度

A県は全国に先駆けて児童相談所が親に関するアセスメント用紙を作成し、虐待親の問題や背景について統計をとっている。そのデータを基に虐待親にみられる精神障害、犯罪歴、薬物乱用について、調査用紙を作成し、児童相談所職員に記入を依頼し、データ分析を行った。A県の平成14年度虐待通報件数862件、そのうち虐待親に精神障害があると思われた件数は、明らかに精神科受診歴がある者(精神疾患群)と職員から見て精神的な問題があると判断された者(精神不安定群)を合わせて238件(27.6%)であった。被虐待児童数238名に対して、その親の数は179名である。そのうち96名(53.6%)

は精神科を受診し、80名が母親である。母親の3/4は虐待開始前に精神科を受診しているという興味深い結果を得た。また、精神科を受診した虐待親では、うつ病圏の疾患が多く、治療による症状改善の期待が持たれ、また虐待状況をなくすために医療と福祉の連携がさらに必要であることが示唆された。治療を中断している虐待親も半数近くに上る。

さらに児童相談所の職員が、精神科を受診していない虐待親に精神障害の印象を持つ場合には、人格障害や統合失調症ではないかと推測している可能性が高いと思われる、さらに職員の目には「精神疾患群」も受診

歴のない「精神不安定群」も、面接時にはほとんど同じような印象を持っていることも明らかになった。また、昨年度の研究で示唆された虐待親における薬物乱用や犯罪歴について児童相談所はあまり聴取しておらず、今後簡便な質問紙を用意し、児童相談

平成17年度

平成15年度及び16年度の調査で、虐待をする親の問題について調査をおこなったが、児童養護施設入所児童を対象としても、あるいはある県のすべての児童相談所が平成14年度に扱った虐待事例でも親に精神障害が見られた割合は、約25%つまり全体の1/4であった。平成17年度では過去の記録を振り返るのではなく、通報があった事例について親の問題を調査するいわゆる前向的調査をおこなった。その結果、児童相談所職員が親の問題について詳しく調べた事例は、全体の59例(家族数)中43例(72.9%)であった。43例中薬物乱用は8例(18.6%)、犯罪歴は2例(4.7%)、また精神障害に関しては、職員が親に対して精神的問題があると思われる事例が19例(44.2%)あり、また実勢に精神科医療を受診し治療を受けていた親は、14例(32.6%)であった。親の薬物乱用の中でも、アルコール乱用について「アルコール乱用既往チェックリスト」による採点をおこなったところ、乱用歴のある5例中4例で重篤なアルコール依存が指摘された。親の精神障害については、14例(32.6%)に精神科受診歴があり、全体の約1/3と高率であり、しかも入院や通院など治療を受けている状態で虐待をおこなっていた。

平成16年度のデータは、虐待事例に関して児童相談所職員が意識的に親の精神障害などの問題について聴取していなかったが、平成17年度は聴取しようと努力した結果であり、そのため精神障害の親の事例数は増加している。この3年間の調査結果から虐待

所職員がチェックできるようにする必要があると思われた。

なおA県では虐待する親の背景に関する調査を平成11年度から開始しているが、精神疾患や精神不安定群の数は年を追うごとに増加している。

する親の25～30%に精神障害があると見て良いであろう。さらに親の問題を考える際に、ギャンブル依存で養育を放棄する事例も少なくないことが示唆され、今後虐待する親の背景を検討するにあたって是非とも聴取する必要があると考えられた。

さらに平成17年度では、児童養護施設入所児童の予後調査をおこなった。児童の退所、つまり再統合に関して、再統合ができる家族が必ずしも虐待の有無と関係なく、親の養育能力の回復が問題である。虐待の問題が無く施設入所がもつばら養育困難の事例では、養育者の養育能力の回復(祖父母の援助、再婚など)が再統合の要因となる。それに対して虐待のあった事例では、親子分離の後に児童が施設にいる間に家族の再編がおこなわれる。虐待する親が両親の一方である場合には、両親は離婚し、虐待をおこなわなかった親が親権者となり養育能力の回復を図り、再統合に向かう。今回の調査では3～4年の期間が必要な事例が多かった。親に精神障害がある場合には、精神症状の安定と養育能力の回復が条件となり、犯罪歴(親が刑務所などに入所)の場合には、出所時期とその後の養育能力が問題となる。再統合できるかどうかは、児童が入所中に親が家族の再編をおこなえるかどうかにかかっている。とすれば、再統合に関して親にどのように働きかけるかが問題であり、そのためにも親の問題を詳細に検討し、その際親の精神的問題、犯罪行為などを知る必要がある。そしてそれぞれの問題に対し